

福島町空家等除却補助事業

福島町は平成28年4月1日から空家解体のための補助を始めています。

○ 対象となる建物

「空家」及び「空家になる見込みの建物」で、
住宅等と、これらに付属する工作物（車庫・物置・塀・植栽など）です。

○ 対象とならない建物

- ① 付属工作物のみの解体
- ② 住宅等の部分的な解体
- ③ 解体後に新たな建物などを建設する場合
- ④ 公共事業等の補償対象になっているもの
- ⑤ 抵当権や賃借権などの権利が設定されているもの

○ 補助対象者

- ① 建物の所有者・相続人・これらの方から委任を受けた方など
- ② 町税に滞納の無い方
- ③ 福島町暴力団排除条例に該当する暴力団ではない方、または暴力団関係者ではない方

○ 解体業者

福島町内の建築・土木業者

○ 補助金の額

1敷地につき解体費の2分の1以下で60万円が限度額です

申し込みから補助金交付までの流れ

1. 申込み

「申請書（福島町空家等除却補助金申請書（様式第1号）」に下記の書類を添付し建設課窓口に提出してください。

- ① 位置図
- ② 現況写真
- ③ 登記事項証明書又は固定資産家屋証明書
- ④ 相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本
- ⑤ 委任を受けた代理人が申請する場合は、所有者または相続人の委任状（様式第2号）
- ⑥ 町税に滞納が無い証明書
- ⑦ 誓約書（様式第3号）
- ⑧ 解体工事の見積書
- ⑨ 建設業許可証の写し

2. 交付決定（町）

申請書を審査し「交付決定書（福島町空家等除却補助金交付決定書（様式第4号）」を送付します。

※1 登記簿や戸籍謄本の照会及び審議のため決定まで時間がかかります。

※2 審査に合格しない場合は、不交付決定書を送付します。

3. 解体工事

「交付決定」を受領後、解体工事を行ってください。

4. 実績報告

解体工事が終わったら「実績報告書（福島町空家等除却補助金実績報告書（様式第7号）」に下記の書類を添付し建設課窓口に提出してください。

- ① 工事請負契約書のコピー
- ② 工事完了写真
- ③ 工事業者の工事完了証明
- ④ 工事代金の領収書
- ⑤ 廃棄物処理に関する処分証明書（廃棄物マニフェスト）

5. 交付額の確定（町）

「額の確定通知書（福島町空家等除却補助金交付額確定通知書（様式第8号））」を送付します。

6. 補助金の請求

「額の確定通知」を受けたら「請求書（福島町空家等除却補助金交付請求書（様式第9号））」を建設課窓口に提出してください。

7. 補助金の交付（町）

指定の口座に補助金を交付いたします。

8. 交付決定の取り消し・補助金の返還（注意）

以下の違反などがあった時には補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

- ① 偽りその他により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助金を他の用途に使用したとき。
- ③ 補助金の交付決定の内容又はこれらに付した条件に違反したとき。
- ④ その他不正の行為があったとき

9. 解体後の土地を寄附する制度があります

土地所有者が、解体後の土地を町に寄附したい場合、「福島町空家等除却後敷地寄附申出書（様式第12号）」により寄附の申し出をすることが出来ます。

※物権や賃借権が設定されていない土地に限ります。

■相続人とは（参考）

民法では、相続人が複数いた場合の優先順位について定めています。

詳しくは、民法を参照してください。

順 位	内 容（相続開始時）
配偶者	常に相続人となる
第一順位 （直系卑属）	子、子が死亡していれば孫、孫が死亡していれば曾孫
第二順位 （直系尊属）	父母、父母が死亡している場合は祖父母
第三順位 （兄弟姉妹）	兄弟姉妹、兄弟姉妹が亡くなっていれば甥や姪

■ お問い合わせ

福島町 建設課

〒049-1392

松前郡福島町字福島 8 2 0 番地

TEL 0139-47-3006

FAX 0139-47-4406

E-mail kensetsu-g@town.fukushima.hokkaido.jp